

報道関係者 各位

平成29年1月31日  
【照会先】  
第一部会担当審査総括室  
審査官 高垣陽平  
(直通電話) 03-5403-2169

## オーケーリース・ダイセイ事件（平成28年(不再)第17・18号） について再審査申立てを棄却する命令書を交付しました。

中央労働委員会第一部会（部会長 諏訪康雄）は、平成29年1月30日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

### 【命令のポイント】

～ 組合員が業務従事中に負傷したことに係る団体交渉の申入れに対し、使用者に当たらないなどとしてこれに応じなかったことが不当労働行為に当たるとした事案 ～

会社の業務従事中に暴行を受けて負傷した組合員に対する安全配慮義務とその責任については、その労働契約関係から生じた労働条件等を巡る紛争として、会社において当該紛争を適切に処理することが可能な事項であることから、会社は労働組合法上の使用者に当たり、義務的団交事項にも当たる。

### I 当事者

- 第17号再審査申立人：有限会社オーケーリース（「A社」）（滋賀県東近江市）  
ダイセイ所有の工場での生コンの製造・運搬、従業員8名（初審査問終結時）
- 第17号再審査被申立人及び第18号再審査申立人  
：全日本運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（「組合」）（大阪市）  
組合員数1,700名（初審査問終結時）、本件分会員は1名（「組合員」）
- 第18号再審査被申立人：ダイセイ株式会社（「B社」）（滋賀県東近江市）  
生コンの製造・販売、従業員5名（初審査問終結時）

### II 事案の概要

- 1 本件は、組合員が負傷した平成26年9月13日の暴行事件（以下「26.9.13事件」）について、組合からなされた平成26年11月14日付け及び同月27日付けの本件団交申入れに対し、A社及びB社が①現在、雇用関係にある組合員がいないこと、②組合員は既に労災申請をしているので目的を達しているといえることを理由に団交に応じなかったことから、組合が大阪府労委に救済を申し立てた事件である。
- 2 初審大阪府労委は、A社に団交応諾を命じ、B社に対する申立てを棄却する命令を交付したところ、これを不服として、A社及び組合は、本件再審査を申し立てた。

### III 命令の概要

- 1 主文 本件各再審査申立てをいずれも棄却する。

#### 2 判断の要旨

- (1) A社は、組合の本件団交申入れについて、組合員の労働組合法上の使用者に当たるか。そうであるとすれば、本件団交申入れに対するA社の対応は、正当な理由のない団交拒否に当たるか。  
ア 組合は、26.11.14分会要求書及び26.11.27抗議申入書により、26.9.13事件におけるA社の安全配慮義務とその責任について団交を求めているといえるところ、26.9.13事件の時点ではA社が使用者であったことに争いがなく、組合員は生コンの配送先で26.9.13事件により負傷

したこと、26. 4. 1協約書に作業中の傷害等に関しては原則としてA社が処理する旨の条項があることからすると、26. 9. 13事件に係る組合員に対する安全配慮義務とその責任については、その労働契約関係から生じた労働条件等を巡る紛争として、会社において当該紛争を適切に処理することが可能な事項であることから、会社は労働組合法上の使用者に当たり、義務的団交事項にも当たる。

イ A社は、26. 9. 13 事件の実態は組合員による不当な行為に起因するものと主張するが、A社としては、まず団交に応じた上で、安全配慮義務等に関する会社の見解等について組合に説明しなければならないのであるから、A社の団交応諾義務が免ぜられない。

この結論は、大津地方裁判所彦根支部が26. 9. 13 事件に係る組合員の会社に対する損害賠償請求を棄却する判決を言い渡したこと（なお、同事件は控訴中。）などによっても左右されない。

ウ したがって、本件団交申入れに対するA社の対応は正当な理由のない団交拒否であり、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

**(2) B社は、組合の本件団交申入れについて、組合員の労働組合法上の使用者に当たるか。そうであるとすれば、本件団交申入れに対するB社の対応は、正当な理由のない団交拒否に当たるか。**

ア 雇用主以外の者であっても、労働者の基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合には、その限りにおいて、労働組合法上の使用者に当たるといふべきであるが、①主として組合員に対し配車指示を行っていたのは工場長であること、②工場長はA社の従業員であることが認められるから、組合員はA社の業務指示に基づき業務に従事していたとみるのが相当である。

また、B社はA社に対し一定の影響力を及ぼす地位にあるとはいえるが、両社の株式関係、経理処理関係等は判然とせず、本件に顕われた事実関係のみでは、B社がA社の経営全体に支配的な影響を及ぼしていたとまでは認められない。

イ したがって、B社は、組合員に対する安全配慮義務とその責任について雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあったとは認められないから、労働組合法上の使用者には当たらない。

**【参考】**

初審救済申立日 平成26年12月15日（大阪府労委平成26年(不)第73号）

初審命令交付日 平成28年3月28日

再審査申立日 平成28年4月6、7日